

貿易プラットフォームの利活用の推進に向けた検討会
配布資料等の公開について

本検討会及び資料等の公開については、以下のとおりとする。

1. 本検討会の公開について

- 率直かつ自由な意見交換を確保するため、原則として、公開しない。

2. 議事概要及び資料の公開について

- 議事概要については、発言者を明示しない形で案を事務局において作成し、参加者の確認を受けた上で公開する。
- 配布資料については、原則として公開するが、資料の内容を踏まえ、資料提供者と事務局で対応を決定する。